

環政第1466号
平成19年10月29日

石川県知事 谷本正憲様
(都市計画課扱い)

石川県知事 谷本正憲
(環境政策課扱い)

能越自動車道（田鶴浜～七尾）に係る環境影響評価方法書
に対する環境保全の見地からの意見について

平成19年8月3日付けで送付された標記環境影響評価方法書について、環境影響評価法第10条第1項の規定により、別紙のとおり意見を述べます。

事務担当
環境部環境政策課
規制指導グループ
電話 076-225-1463

能越自動車道（田鶴浜～七尾）に係る環境影響評価方法書に対する意見

能越自動車道（田鶴浜～七尾）に係る環境影響評価方法書については、環境影響要因の抽出、環境影響評価項目の選定及び調査・予測・評価の方法については、環境影響評価技術指針に沿っており、おおむね妥当である。

しかしながら調査等においては、下記の点に留意され、環境保全に万全を期すよう県から指導されたい。

記

1 総括的項目

- (1) 調査・予測・評価にあたっては、熟度が高い道路計画図等をもとに道路構造(特に橋梁)、位置等を具体化したうえで行うこと。
- (2) 調査・予測・評価にあたっては、個別的事項に示すほか、評価に必要とされる水準が確保されるよう、最新の科学的知見や専門家等の助言を得て、調査地点の選定や予測手法を詳細に検討すること。
- (3) 予測時期については、計画交通量の発生が見込まれる時期と環境影響が最大になる時期とした項目があるが、具体的な違いを明らかにし、適切な時期で予測すること。
- (4) 現道活用区間の工事の実施においては、次のことに配慮すること。
 - ① 現道と並行して工事を行う場合は、現道を走行する自動車の交通状況を踏まえ、建設機械の稼動や工事用車両の運行との複合的影響も加味して調査・予測・評価を行うこと。
 - ② 現道を通行止めにして迂回路を設定する場合は、迂回路沿道の住居等への影響について、当該迂回路の交通量の増加と工事用車両の運行との複合的影響も加味して調査・予測・評価を行うこと。
- (5) 供用後の自動車の走行に係る環境影響については、インターチェンジ部で計画路線と交差する主要な一般道路を走行する自動車との複合的影響も含め調査・予測・評価を行うこと。
- (6) 次のことについて、準備書に記載すること。
 - ① 事業計画の立案に際して行った環境への配慮事項は、各措置の内容、効果等

について比較検討し、その経緯及び結果を示すこと。

また、パブリックインボルブメント手法における検討経緯や提言内容を詳細に記載すること。

- ② 評価結果における環境保全措置については、保全対象に係る重要度を勘案し、新たに生じる保全対象にも考慮したうえで、実行可能な範囲において、複数案の比較検討や、よりよい技術の導入の検討を行ったうえで、予測結果と環境保全目標との対比を行うとともに、当該事業による影響に対する回避又は低減、代償措置についても検討し、環境保全目標に対する事業者の見解を評価の結果として示すこと。
- ③ 環境影響評価技術指針に示す方法により、調査結果の整理や解析を行い、図示等を用い影響の範囲や程度が住民にも理解しやすい方法で示すこと。

2 個別的事項

(1) 大気汚染

- ① 調査項目については、自動車から排出されるベンゼンについて調査を実施し、必要がある場合は、予測・評価を実施すること。
- ② 工事中における建設機械の稼動、資材及び機材の運搬に用いる車両の運行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質並びに供用後の自動車の走行における一酸化炭素及び二酸化硫黄を対象としないとしているが、その理由を定量的に示すこと。
- ③ 調査地点として、県及び七尾市の環境大気測定局を示しているが、測定局の改廃があるため、調査にあたっては留意すること。

(2) 騒音及び振動

- ① 調査・予測・評価を行なう地点については、最新の科学的知見、専門家等の助言を得て選定すること。特に、工事中においては、敷地境界のほか、住宅等の保全対象にも留意すること。
- ② 騒音規制法等に基づく規制基準及び要請限度並びに環境基本法に基づく環境基準が定められていない地域においては、土地利用の実態に応じた環境保全目標を定め、これに対する事業者の見解を評価の結果として準備書に示すこと。

(3) 水質汚濁

- ① 調査にあっては、農業用施設（用排水路等）及び漁業への影響に配慮すること。
- ② 道路の供用後においては、凍結防止剤の使用による河川水質及び動植物の生育環境への影響に配慮すること。
- ③ 事業実施区域及び周辺の上水道水源井戸をはじめとする井戸並びに湧水等

について、位置、水位（湧水については水量）、水質、利用状況等を調査し、事業による上水道並びに地下水及び湧水等への影響を予測・評価すること。

- ④ 雨水排水を環境影響評価項目として選定しない理由を定量的に示すこと。

(4) 地形・地質

- ① 貴重な化石を含む「七尾石灰質砂岩層」については、重要な地形として、調査・予測・評価を行うこと。

また、地形学的に注目すべき低地帯「邑知地溝帯」については、必要以上の改変を行わないよう配慮すること。

- ② 調査項目には、地形・地質の物理的な改変の程度及び土地の安定性並びに移動土量の程度を加えること。

- ③ 工事施工ヤード及び工事道路に係る土地の改変に関しては、その位置等を踏まえ、調査・予測・評価の実施について検討すること。

- ④ 調査地域は、対象事業の実施により地形・地質に影響が及ぶと予想される地域とし、既存の事例等によりその範囲を推定して設定すること。

- ⑤ 事業箇所以外からの搬入土がある場合は、二次的な土壤・地下水の汚染を防止するための対策を検討すること。

また、事業実施区域における有害物質による土壤汚染の可能性を把握するため、土地履歴調査等を実施すること。

- ⑥ 地盤沈下について、環境影響評価項目としない理由を縦・横断図等を用いて工事規模等を明らかにするとともに、事業実施区域の地質（又は土質）、地下水位等との関係を示し、事業による影響について客観的かつ科学的に示すこと。

(5) 樹林地

- ① 調査時期については、樹林の生育状況を把握するのに適した時期及びその季節変動を十分に把握し得る期間とすること。

- ② 予測項目については、地域の自然的特性に与える変化の程度、樹林地が果たしている環境保全機能の変化の程度、林業等地域の社会的状況への影響の程度を加えること。

(6) 日照阻害

予測地点については、評価が適切に実施できる地点数を確保すること。

(7) 動 物

- ① 調査結果については、量的データを明示し、準備書の別冊として示すこと。
- ② チュウヒ、サシバ、オオタカなど希少猛禽類については、周辺区域において繁殖つがいが確認された場合、つがい毎の詳細な行動圏とその内部構造について調査し、営巣木と事業実施区域との距離、営巣中心域や高利用域などの消失

割合を明らかにしたうえで、予測・評価を行うこと。

(8) 生態系

調査の手法について、「群集」という用語は、不明確であることから専門家の助言を得て、調査内容を明確化すること。

(9) 景観

- ① 冬季についても、調査・予測・評価を行うこと。
- ② 予測地点については、必要に応じて遠景となる地域のほか住民に身近な眺望点を範囲に含めること。

(10) 野外レクリエーション地

- ① 地域特性については、事業実施区域の里山など身近な自然についての利用実態を把握したうえで、影響の予測・評価を行うこと。
- ② 予測にあたっては、水質や騒音等他の項目にも考慮して、影響の程度を予測すること。

(11) 文化財

事業実施区域に存在する埋蔵文化財包蔵地保護に留意すること。

また、埋蔵文化財の工事中の不時発見を避けるため、専門家や関係機関の協力を得て、聞き取り調査等を行なうこと。

(12) 廃棄物等

- ① 事業実施区域内に中央埋立場が存在することから、当該施設の位置、構造、施設周辺における地形・地質、地下水、土壤汚染の状況等を把握し、当該施設及びその周辺に影響を及ぼす改変を行わないよう適切な措置を講ずること。
- ② 調査にあたっては、事業実施区域及び周辺区域における産業廃棄物処理施設の整備状況、産業廃棄物の処理処分の状況についても調査し、また、土地の改変にも留意すること。
- ③ 予測方法については、発生量の把握に基づく再利用、処理量、リサイクル率を予測するとともに、廃棄物の処理・処分に伴う地域の廃棄物処理に及ぼす影響や周辺環境への影響を予測すること。

このうえで、3Rの観点から廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用に努めるよう十分検討し、準備書に記載すること。